

Ⅲ 新規就農支援事業

1 方針

本社は「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に基づく「青年農業者等育成センター」として知事から認定を受け、新たに就農しようとする青年等を対象に、①就農支援資金の貸付け、②農業の技術、経営など情報の提供、相談、③無料の職業紹介、④その他青年農業者の育成を図るために必要な支援等、同センターとしての業務に取り組んできた。

一方、国では「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」の廃止、「農業経営基盤強化促進法」の一部改正が行われ、青年農業者等育成センターの指定の任意化や就農支援資金貸付業務の株式会社日本政策金融公庫への移管等が行われることになった。

法改正後の「青年農業者等育成センター」の指定については、現段階においては明確でないが、農業の新しい担い手の確保・育成については、本県農業の維持・発展を図る上で重要な課題であることから、本会社としては、業務の一部について見直しを行いつつ、引き続きこれまでと同様、各種業務に取り組むこととする。

具体的には、就農相談については、引き続き熊本県農業会議と一体となって設立した「熊本県新規就農支援センター」の一員として、人や農地に関する情報の一元的な相談窓口としての機能を果たすとともに、農業後継者育成基金の運用益を活用した就農促進のための支援事業を実施する。

また、就農支援資金については、貸付業務が株式会社日本政策金融公庫に移管されるものの（移行期間あり）、これまで貸付けていた資金の管理・回収業務については、本会社が行うこととされており、引き続き本会社の業務として取り組む。

2 事業計画

事業名	事業内容	事業量
(1) 新規就農支援センター事業	① 就農相談活動 ア 相談件数 イ 相談員の設置 ウ 就農相談会の開催 ・ 県内（熊本市など） ・ 県外（東京、大阪など） エ 無料職業紹介 オ 情報の収集・提供 ・ 関係機関情報交換会 ・ ウェブサイト情報更新 ・ 教育機関への情報提供 カ 親元就農、Uターン者相談	500 件 3 人 9 回 (2 回) (9 回) 20 件 3 回 随時 随時 随時

事業名	事業内容	事業量
(1) 新規就農支援センター事業（再掲）	② 新規就農者育成支援活動 ア 就農支援アドバイザーの設置 イ 就農後のフォロー ウ 認定研修機関との連携 ・ 連携会議 ・ 受入農家研修 ③ 調査・研修等の活動	11人 40回 1回 1回 随時
(2) 就農支援資金貸付事業	① 就農支援資金の貸付（移行期間中） ・ 研修資金 ・ 準備資金 ② 就農支援資金の管理回収 ③ 審査会等会議への出席 ④ JA事務委託推進 ⑤ 現地調査等	1件 (1,200千円) 0件 (0千円) 122件 9回 13回 随時
(3) 新規就農支援助成事業 ※基金運用益を活用 (600万円)	① 県青年農業者クラブ連絡協議会活動支援事業 ② 青年農業者海外研修支援事業 ③ 学校農業クラブ等地域課題解決活動支援事業 ④ 就農準備研修機関等支援事業 ⑤ ジュニア農業体験支援事業 ⑥ 地域新規就農者支援組織等活動支援事業 ⑦ 地方クラブ課題解決活動支援事業	1件 1件 5件 3件 6件 7件 10件